

## 学校における薬の取り扱いについて

学校での薬（医療用医薬品）の使用は、保護者からの依頼に基づいて行っています。学校で薬の使用が必要な場合は、薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするために、下記の内容をご確認の上、御理解と御協力をお願いします。

### 1 学校における薬の取り扱い

- (1) 薬は医師が処方したものに限ります。市販薬や症状に応じて判断を要する薬はお受けできません。
- (2) 児童生徒の薬の管理については、担任が確認した後、保健室で預かり保管します。
- (3) 保護者からの依頼に基づき、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。

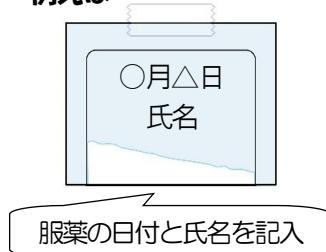
### 2 必要な提出書類

	薬の例	提出書類	記入者
定期薬	抗けいれん薬、抗喘息薬、向精神薬など、毎日定時に使用する薬	服薬依頼書（様式1） 薬の説明書のコピー	保護者
臨時薬	かぜ薬や花粉症などの薬や、目薬、塗り薬など、短期間で一時的に使用する薬		
緊急時	てんかん発作時のけいれん重積発作予防のために使用する薬（坐薬）	指示書（様式2）	医師及び保護者

### 3 注意事項など

- (1) 服薬時間について、主治医に相談のうえ、学校生活時間以外に変更できるものがあればご協力ください。  
(1日3回の薬を1日2回（朝・夕）にしてもらう、服用時間を朝・下校後・就寝前の3回にする等)
- (2) 「服薬依頼書」に記入し、1回分の量に分け、日付、児童生徒名を記入して持たせてください。

例えば…



薬が複数ある場合は…



※服薬した後の袋（入れ物）は、確認のために担任が返却します。

- (3) 薬の使用・管理について、教職員の介助を必要としない場合であっても、「服薬依頼書」を提出してください。薬は保健室で預かり保管します。
- (4) 初めて処方された薬は、副作用ができる可能性があるため、必ず一度御家庭で服用してください。
- (5) 宿泊を伴う学習の場合は、事前に保健調査を実施した後、必要に応じて対応します。
- (6) けいれん重積発作予防のための坐薬が必要な場合は、あらかじめ学校長の承認を受けていた場合に限り、保護者と連絡を取り合い、複数の教職員の観察のもと使用します。
- (7) 薬の内容（種類・量）に変更があった場合は、再度「服薬依頼書」を提出してください。
- (8) 薬に関する各書類の有効期限は年度末とします。新年度には新しいものをご提出ください。
- (9) 薬の使用・保管についてのご相談は、担任または保健室にお気軽にお申し出ください。

### 4 その他

医師の処方による服薬が困難であると考えられる特例事案の場合（器質的異常のない生理痛、夏の虫刺されの予防薬、旅行用の酔い止め、冬の皮膚・唇の乾燥予防等）は、保護者が「服薬依頼書」により学校に申し入れてください。担任、保健室で確認し、保護者と学校の双方の理解の上で実施します。